子育て教育

忘れていませんか 就学援助の申請

国公立の小・中学校に通うお子さんがいる市内在住の家庭で、生活保護や児童扶養手当を受給しているか、これらに準ずる経済状況の世帯(収入制限有り)に、教育費の一部を援助します。

援助を希望する方で、申請していない場合は、速やかに申請してください。支給金額は申請日によって異なります。既に申請した方には7月上旬に審査結果を通知します。

▽対象費用　学校給食費、学用品費、校外活動費等

申窓口、郵送

※申請書は学務課、市HPで入手可

先学務課、平尾・若葉台出張所

※郵送は学務課宛てのみ

問学務課学務係

納期内に納入してください 学校給食費

学校給食費の7月分の納期は、7月31日(水)です。

学校給食費は、法律に基づき保護者の皆さんに負担いただくものです。督促等でも納入されない場合は、裁判所による支払督促や強制執行(給与差し押さえ他)等の法的措置をとります。その場合、手続き費用・遅延損害金も併せて納入いただきますのでご注意ください。

未納がある方へ

納入通知書払い

お手持ちの納入通知書で至急納入してください。紛失した場合は、ご連絡ください。また、納め忘れ防止のため、口座振替への切り替えをお願いします。

口座振替払い

直近に到来する納期にこれまでの未納分も併せて引き落とします。納期前日までに口座に入金してください。

問学務課学務係

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

私立幼稚園または認定こども園(教育機能部分)等に在籍する園児の保護者を対象に、保育料の一部を補助します。詳細は園を通じて配布する申請書類または市HPをご覧ください。

対次の全てに該当する保護者

○市に園児の住民登録がある

○私立幼稚園または認定こども園(教育機能部分)等に3～5歳児を通園させ、保育料を納入している

▽補助金額上限(月額)　18000～62000円(市民税所得割額等で変動)

※入園児は入園準備金として年額1万円を加算

▽支払日　11月末ごろ(4～8月分)

※9月～令和7年3月分は令和7年5月ごろに支払います。

申窓口

※申請書の在籍証明欄を各園で記入してもらい提出してください。

※申請書類は6月中旬に市から園へ送付しています。園から配布がない場合はお問い合わせください。

限7月16日(火)

※途中入園・転入等により期限後に申請する場合は、令和7年2月28日まで(支払いは令和7年5月末ごろ)

先問子育て支援課保育・幼稚園係

稲城ふれあいの森 年に一度の親子キャンプ

家族で宿泊キャンプを楽しめます。野外活動や散策・自然観察等、豊かな自然を満喫しましょう。

対市内在住の家族

日8月10日(土)・11日(日・祝)

場稲城ふれあいの森(坂浜4の40の36)

定15家族(申込先着順)

※1家族1テント(常設6人用)を使用できます。

※食材・飲み物(飲酒不可)・懐中電灯等は持参してください。

▲テントサイト

申申し込みフォーム(下記参照)〔7月3日(水)午前9時～〕

※宿泊者本人が直接申し込んでください。

限7月8日(月)午後5時

先問児童青少年課青少年係

令和6年12月支給分から 児童手当の制度が変わります

問子育て支援課手当助成係

令和6年10月に制度改正し、12月支給分から新制度で児童手当を支給します(公務員の方は職場から支給)。現時点の主な改正のポイントをお知らせします。

改正のポイント

①支給年齢上限が中学生から高校生年齢へ拡大(下表参照)

現在、児童手当の支給がある場合は申請不要で増額します。

※年齢区分(お子さんの年齢が高校生年齢以上のみの家庭)により現在支給されていない場合は申請が必要です(個別に通知します)。

②所得制限を撤廃

現在、特例給付で支給がある場合は申請不要で増額します。

※所得上限超過により現在支給されていない場合は申請が必要です(個別に通知します)。

③多子加算(第三子以降)は3万円に増額(算定児童を大学生年齢に変更)

現在、児童手当の支給がある場合は申請不要で増額します。

※大学生年齢(18～22歳)のお子さんがいる場合は、確認書を提出することで多子加算の算定児童になります(お子さんが同居の場合は個別に通知します)。

④支給月が年3回から6回へ(偶数月の支給)

新制度の切り替えは10月分からとなり、10・11月分の支給は12月です。12月以降は偶数月に支給します(2・4・6・8・10・12月)。

児童手当支給額一覧

区分	月額	多子加算
0～2歳	1万5,000円	有り ※支給は高校生年齢まで
3歳～小学生	1万円	
中学生		
高校生年齢		
大学生年齢	0円	

※多子加算で3人目以降は3万円に増額

※支給対象として認定するには条件があります。

支給額イメージ

新制度の支給額イメージです。家庭状況に近い家族構成を参考にしてください。なお、大学生年齢のお子さんは確認書を提出することで多子加算の算定児童となります。

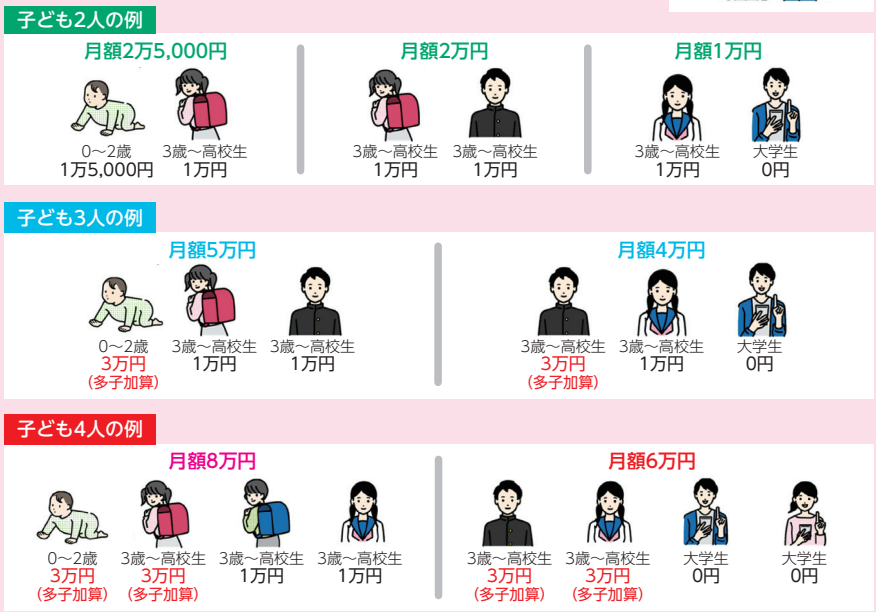

申請の有無・支給額をシミュレーターで確認できます

児童手当の支給状況・家族構成等を入力すると、支給予定金額や申請の有無を確認できます(右記参照)。

※シミュレーションの結果は支給額を約束するものではありません。

申請対象者

6月12日に児童手当を受給した方は申請不要です(一部を除く)

住民登録に基づき高校生年齢のお子さんがいる家庭への増額や多子加算を追加認定します。決定通知は10月以降に郵送予定です。

※6月1日時点で市内に住民票がある大学生年齢のお子さんと同居している場合は後日、個別に確認書を郵送します。

※6月1日時点で市外へ住民票を移している高校生年齢以上のお子さんがいる場合は加算申請が必要となるため、該当する方は必ずご連絡ください。

高校生年齢以下のお子さんがいる家庭で、児童手当を受給していない方は申請が必要です

現在、児童手当を受給していない場合、必ず申請が必要です。申請書は7月中旬以降に順次郵送しますので、期限までに返送してください。

▷受給していない主なケース

○所得上限を超過していたため資格がなかった。

○子どもが全員高校生年齢以上であるため、資格が消滅していた。

○令和6年現況処理で資格が消滅した(別途専用の申請書を送付します)。

こんな疑問ありませんか？

増額はいつから？

受給資格は10月分から変更され、新制度での最初の支給は12月12日以降の予定です。

上の子が大学1年、下の子が高校2年生なんだけど…大学生の子どもにも手当がでるの？

大学生年齢は支給対象ではありません。多子加算の算定児童となります。

※大学生年齢がいる場合、確認書の提出が必要です(お子さんが同居の場合は個別に通知します)。

児童手当って受給してたかな？確認できる？

児童手当は6・10・2月の12日ごろに受給者名義の口座へ振り込んでいます。振込名義は「イナギシジドウテアテ」ですので、ご確認ください。

※転入出等で資格の変更がある場合は、上記の期日以外に支払いがあります。